

令和4年度

第2回羽曳野市都市計画審議会

議 事 録

日 時 令和4年11月21日（月）  
午後3時30分から午後4時10分まで

場 所 羽曳野市誉田4丁目1番1号  
羽曳野市役所 別館3階会議室

## 令和4年度第2回羽曳野市都市計画審議会

○日 時 令和4年11月21日（月）午後3時30分から午後4時10分まで

○場 所 羽曳野市役所 別館3階会議室

○議 事

議決事項

議案第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（羽曳野市決定）

○その他報告

立地適正化計画の策定及び都市計画マスタープランの改定に向けて

○審議会委員（敬称略）

出席者 京谷 理史、西堀 泰英、原 誠、ペリー 史子  
大坪 正尚、笹井 喜世子、通堂 義弘、花川 雅昭  
木村 眞知子、唐原 健太郎、中川 哲男、平野 正治、山本 正明  
江口 泰祐（※勝部 信彦の代理委員）、宍戸 英明、曾我部 浩治  
村田 明彦

欠席者 井上 隆晴、黒川 実

○傍聴者 なし

## 会議内容

### 1 開会

#### (事務局)

- ・委員総数 19 名中 17 名出席（委員総数の 2 分の 1 以上）のため、羽曳野市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定により、審議会成立。
- ・新任委員及び代理委員の紹介。欠席委員の報告。

### 2 傍聴についての報告

#### (事務局)

- ・11 月 14 日にウェブページにて、本審議会が傍聴可能であることを周知した旨を報告。

### 3 議案審議

- ・条例第 5 条第 1 項の規定により、ペリー会長が議長となり、議事を進行。

## 議案第 1 号

### 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（羽曳野市決定）

#### ○議案説明

##### (事務局)

- ・生産緑地地区制度について説明  
指定要件、指定後の制限と優遇措置、買取申出、制限解除等について。
- ・市内の生産緑地地区の総面積の修正について説明（約 36.96ha→約 37.01ha）  
特定生産緑地の指定にあたって判明した地積修正や面積の差異について修正を行う。  
地区数・区域線等に変更がないため、都市計画変更の手続きが不要。
- ・今回の都市計画変更の内容及び理由の説明  
生産緑地法第 10 条に基づく買取申出に伴う行為制限解除による地区の廃止・区域変更・追加。今回の変更により、羽曳野市の生産緑地地区は、地区数が 177 地区（1 地区減少）、総面積が約 36.15ha（約 0.86ha 減少）となる。
- ・特定生産緑地の指定状況の報告  
今回の生産緑地地区の変更に伴う特定生産緑地の指定解除を行う。特定生産緑地は 433 筆・約 30.53ha、平成 4 年指定の非特定生産緑地は 51 筆・約 3.32 ha となる。
- ・今後の手続きについて  
都市計画変更の告示をし、特定生産緑地に指定済みのものは、解除の告示をする。

#### ○質疑応答

##### (委員)

今回の変更による生産緑地地区の減少について、一点目は、今後こうした傾向が続くと予想しているのか。二点目は、市街化区域内の農地保全をこれからもどんなふうな形で計画されていくのか。

**(事務局)**

まず、30年経過を迎えた非特定生産緑地について、すでに関取申出が出ている。令和4年8月18日に指定から30年を経過した非特定生産緑地50筆のうち、9筆を今回の生産緑地地区の廃止に伴って指定解除する。そして、30年経過を事由とした買取申出は現時点で14筆出ている。

一点目について、特に非特定生産緑地については、減少傾向にあると思っているが、しばらくは農地として続ける予定をお聞きしている方もいる。

二点目の農地保全については、生産緑地の追加について検討していきたい。

**(委員)**

なかなか農業を続けていくのは大変難しい問題もあるが、農地を保全していくことが良好な都市計画の環境の形成に繋がるし、今後も生産緑地の追加なども、改めて、計画をしていただくように取り組んでいただくよう、ぜひよろしくお願いいたします。

**(会長)**

他に質疑等ないか。

**(委員全員)**

質疑等なし。

**(会長)**

質疑等なければ、本議案について評決に入る。議案第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」について、原案どおり可決することに異議はないか。

**(委員全員)**

異議なし。

**○議決**

- ・第1号議案について、異議なしと認め、原案どおり可決する。

**4 その他報告**

立地適正化計画の策定及び都市計画マスタープランの改定に向けて

**○制度説明**

(事務局)

- ・今後のまちづくりで必要とされていること  
羽曳野市の人口予測と課題（厳しい財政状況・都市生活を支える機能の低下）に対し、コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくり（生活サービス機能と居住機能を集約し、利便性の高い公共交通で結ぶ。）が必要。
- ・立地適正化計画について  
都市再生特別措置法において、平成26年8月改正で「立地適正化計画」が制度化、令和2年6月の改正で防災指針の策定位置付け。原則災害ハザードエリアを立地適正化計画において居住誘導区域に含めない。
- ・関連する各計画と関連  
立地適正化計画は都市計画マスタープランの構成の一部となる。  
都市計画マスタープランは、その上位計画である羽曳野市総合基本計画に加え、大阪府都市計画区域マスタープランにも即する必要がある。
- ・都市計画マスタープラン、羽曳野市総合基本計画の改定について  
いずれも目標年次は令和7年度であり、同時期の改定を予定。
- ・立地適正化計画策定と都市計画マスタープラン改定の大きな流れについて

○質疑応答

(委員)

都市計画審議会には、半年毎ぐらいに進捗報告や意見聴取をしていただけるということですが、住民の皆さんのご意見を聞くために実施されるパブリックコメントは、大体完成した時点で、住民のご意見を聞くけれども、時間も短くて、それをうまく反映できているのかなというのがいつも思うことがある。このパブリックコメントのタイミングや、期間をもう少し長くもつなど、その中の意見が反映できるようにぜひお願いしたい。要望となりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

(事務局)

今要望という形でいただきましたご意見を参考にさせていただいて、基本的に市民の方、住民の方に向けての計画ということにもなって参りますので、そういった機会を広くとるような形というのはどういう形があるかというのを、事務局としても検討して、進めて参りたいと考えております。

(会長)

他に質疑等ないか。

(委員全員)

質疑等なし。